

## 論点1 ごみ収集業務の現状や課題，緊急時における対応等

ごみ収集業務の現状や課題について。また，災害発生時等の緊急時における対応や委託業務の適正な確保等を図るために，どうあるべきか。

### 【具体的事項】

- 燃やすごみ・資源ごみの収集方法，頻度，時間等は現状のままで良いか？
- 災害発生時等の緊急時において求められる役割や機能は？
- 委託業務の適正な確保を図るために必要な対策は？

(例) 委託業者に対する指導・監督，入札不調時における対応 等

- その他，市民ニーズに応えるために取り組むべき業務は？

(例) 狭い道路における収集作業，高齢者等へのごみの排出支援，ごみ分別の周知 等

### 《議論のための参考データ等》

#### 1 ごみ収集業務の現状や課題

(ポイント)

定期収集の方法や頻度，時間等については，公衆衛生の保全・維持を前提としつつ，市民ニーズとコストの関係を踏まえて検討・実施する必要がある。

#### (1) ごみ収集業務の法的位置付け

ごみ収集業務は，市民の生活環境を保全し，公衆衛生を維持するために1日たりとも欠かすことができない重要な業務である。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においても，一般廃棄物の処理は市町村の事務とし，市町村に処理責任があるとしている。

## (2) 燃やすごみ・資源ごみの収集方法、頻度、時間等の現状と課題

### ア 現状

#### [ごみの排出方法]

定点収集

燃やすごみは概ね5世帯、その他のごみは概ね50世帯に1箇所をごみ集積場所と定めて、排出し、これを収集する。

#### [収集日程と時間]

		月・火曜日	水曜日	木・金曜日	
午前	1回目	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル
	2回目	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル
	3回目	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル
午後	4回目	燃やすごみ	プラスチック製容器包装	燃やすごみ	プラスチック製容器包装
	5回目	プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装	

#### [市民の排出頻度]

燃やすごみ 週2回 (月木又は火金曜日)  
 缶・びん・ペットボトル 週1回 (水、木又は金曜日)  
 プラスチック製容器包装 週1回 (月～金曜日)  
 小型金属・スプレー缶 月1回 (第1～第4水曜日)

### イ 収集体制とごみ量の推移

効率的な収集体制の構築に取り組んでおり、ごみの減量割合以上に、収集体制の縮小を図ってきた。

	平成17年度	平成24年度	備考
収集体制	258台	189台	△69台 / △26.7%
燃やすごみの量	278,664 t	209,141 t	△69,523 t / △24.9%

### ウ 課題

- 効率的な収集体制を構築するため、ごみ量の減少に伴い、随時、収集体制の見直しを行っている。現在、限られた人員・機材を最大限に活用し、市内全域のごみを効率的に収集している。
- 市民からは収集頻度の増加を求める声はほとんど無いが、収集時間を一定(同一時間帯)にして欲しいという声は比較的多い。
- 現在、午前に約85%の収集を行っており、特に観光地や商店街等は出来るだけ早い時間帯での収集に努めている。

なお、全ての燃やすごみを午前中に収集するには、現在のごみ量では、新たに人員・機材を投入して収集体制を構築する必要がある。

## 2 災害発生時等の緊急時において求められる役割や機能

(ポイント)

災害発生時等の緊急時においても、市民の生活環境を保全し、公衆衛生を維持するため、一定規模の直営による収集体制を維持する必要があるのではないか？

### (1) 災害発生時の役割や機能

#### ア 生活ごみ

- 災害発生直後は避難所の衛生を保つため、避難所を優先してごみ収集作業を行うことになる。また、交通の障害となる路上の生活ごみ等について、道路管理者と調整して迅速に処理する必要がある。
- 災害対策本部と連携し、避難所の位置、収容人数、道路情報等を把握して、収集区域やルート、収集時間等を定めるとともに、排出方法や排出日時を指定する。
- 避難所以外の地域の定期収集について、速やかな回復を図る。

#### イ 粗大ごみ（家屋等の整理に伴い発生）

- 収集区域、収集時間等を定めるとともに、排出方法や排出場所を指定する。また、不法投棄ごみの回収を行う。

### (2) 課題

災害発生時の役割や機能を果たすためには、出勤体制（人員）や作業体制（機材）の確保が不可欠である。また、迅速な対応のためには、地域の情報収集、状況に応じた判断や指揮命令、柔軟性が必要である。

## 3 ごみ収集委託業務の適正な確保

(ポイント)

委託業務の拡大に伴い、本市による受託業者への管理・監督の強化や業務の一層の質的向上を図っていく必要がある。

また、入札不調、業者の倒産や契約違反等による業務不履行等のリスクに対応するため、一定規模の直営による収集体制を維持する必要があるのではないか？

### (1) 委託業者の選定方法及び業務の履行確認

- 委託業者の選定方法は、平成21年度から新規に民間委託を拡大している部分について価格競争入札を導入し、業務の安定履行を確保するため、

最低制限価格を設定している。

- 委託業者は、毎業務終了後、各まち美化事務所に、①収集作業報告書（収集量や収集時間等）及び②不適正排出報告書（不適正シール貼付場所等）を提出するとともに、毎週、③車両の走行記録を提出することとしており、各まち美化事務所において作業状況の確認、委託収集コースの把握及び必要な指導を行っている。また、毎月、業務所管課に収集作業月報の提出を求め、合わせて業務の履行確認を行っている。
- 粗雑履行の受託業者に対しては、契約期間中であっても契約を解除することができる。
- 新たな受託業者の場合、本市のごみ分別区分、収集コース、搬入施設内の経路等、業務履行に必要な研修を行っている。

## （２）課題

委託業務の拡大に伴う入札不調、業者の倒産や契約違反等による業務不履行等のリスクを想定しておく必要がある。

## 4 市民ニーズに応えるために取り組むべき業務

（ポイント）

ごみ収集業務において、現在、ごみ排出が困難な高齢者や障害のある市民に対応するための「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」や、本市の狭路が多い状況を踏まえた軽車両による収集等を行っている。

### <現在行っている主な業務の概要>

#### ア ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

- ごみを定点まで排出することが困難な要介護高齢者等の自宅前まで出向いて直接収集している。ごみの排出が無い場合、登録された連絡先に問い合わせるとともに、希望される方には声掛けを行う。

（平成25年6月末現在の利用世帯数：2,410世帯）

- 高齢社会の進展に伴い、今後、利用世帯数の増加が見込まれるため、収集体制を確保していく必要がある。また、必要な方が利用しやすい制度となるよう検討が必要である。

#### イ 狭路での収集

狭路のためパッカー車が進入できない場合、自宅から広い道の定点までごみを排出していただくことになるため、狭路では軽車両による収集を行っている。

#### ウ 不適正排出ごみへの対応

定期収集で不適正にごみが排出されていた場合は、啓発シールを貼付し、

改善の状況を踏まえて、定点での啓発看板の設置や地域での回覧等の取組を行っている。

#### **エ 移動式資源回収**

拠点回収品目のほか、「出し方が分からない」、「燃やすごみとして出すのは抵抗がある」といった理由から、捨てられないままになりがちな「有害・危険ごみ」について、日ごとに場所を変えて回収する移動式の拠点回収事業を平成23年度から試行的に実施しており、平成25年度からは本格的に実施する。

#### **オ 年末年始特別収集**

家庭でのごみの滞留を無くし、市民に気持ちよく新年を迎えていただくため、年末年始特別収集を実施している。

#### **カ お精霊送り供物特別収集**

お精霊送りの供物を川へ流さないため、毎年8月17日に供物特別収集を実施している。

#### **キ 不法投棄収集**

地域住民、関係行政機関との連携による様々な取組や、まち美化事務所の職員等がパトロールを実施すること等により、不法投棄をされにくい環境づくりを行うとともに、道路上等に不法投棄があった場合には収集を行う。